近江八幡市共同募金見守り支えあい活動事業助成金交付要綱

制定　令和５年３月８日

（目的）

第１条　この要綱は、募金が広く住民相互のたすけあいを基調として拠出されたものであることを考慮し、寄付者の信託に応えられるよう適切な助成をすることを目的とする。

（助成金）

第２条　この要綱の対象となる赤い羽根共同募金による助成金は、募金運動を行う年度の募金計画の中で共同募金委員会が設定した目標額を上回った額と、募金運動による達成額から県共同募金会の規程による広域助成額を引いた額との合計額の範囲内とする。

（助成団体）

第３条　この助成金を受ける団体は、近江八幡市内で住民の福祉に関する活動を行う自治会を対象とするボランティアグループ、福祉団体等とする。

（助成事業）

第４条　助成金を受けることのできる事業は、共同募金の趣旨に沿った活動とし、募金活動を行う年度末日までに実施する事業とする。ただし、継続して助成を受けられる期間は原則として３年とする。

助成の対象事業は、自治会内に設置または自治会長が認めた福祉推進組織（福祉委員会、福祉部、見守りネットワーク、ボランティアグループ等）が実施する、次の各号に掲げるものとする。

（１）　住民を主体とした福祉課題の早期発見ができるしくみづくり。
　　見守り支えあい会議を年５回以上の開催を必須とする。

（２）　住民の福祉意識向上のための学習および取り組みの理解啓発に関する事業。

（３）　住民の暮らしの課題に対応した見守り活動や支えあい活動に関する事業。

（４）　その他、前各号を達成するために必要な活動。

２　以下のものについては助成対象から除外するものとする。

（１）テレビ、パソコン、プリンター、プロジェクター、DVD デッキ、ラジカセ、カメラ　等

（助成額）

第５条　助成金の額は、事業費の１０分の８とし、２５，０００円を上限とする。

ただし、1,000 円未満は切り捨てる。

（助成申請）

第６条　助成を受けようとする団体は、定められた期間内に、計画書兼助成金交付申請書（別紙様式１－１）及び事業収支予算書（別紙様式１－２）を提出しなければならない。

（助成の交付決定）

第７条　会長（近江八幡市共同募金委員会）は、助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、審査委員会の審議を経た上で交付すべきと認めたときは、速やかに助成金の交付決定をするものとする。

（助成の通知）

第８条　会長は、助成金の交付の決定をした時は、速やかにその決定の内容を助成の交付申請をした者に助成金交付決定通知（別紙様式２）により通知するものとする。

（助成の明示）

第９条　助成を受けることが決定した団体は、団体の作成する事業計画・事業予算にその事業が共同募金からの助成であることを明示すると共に、事業実施にあたっては、各種資料等にその旨を明示すること。

（助成金の交付）

第１０条　助成金の交付を受けようとするときは、助成金の交付請求書（別紙様式３）を会長に提出しなければならない。

（事業報告）

第１１条　助成を受けた団体は、速やかに事業実績報告書（別紙様式４－１）、事業決算書（別紙様式４－２）、および関係資料を添付し事業の報告をしなければならない。

付　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

～じぶんのまちを良くするしくみ・赤い羽根共同募金～

近江八幡市共同募金委員会より地域福祉活動に関する助成金をご案内します

【共同募金見守り支えあい活動事業助成】

住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指して、見守りや支えあいの体制づくりの強化にかかる自治会単位の見守り支えあいの体制づくりに対し、予算の範囲内において助成を行います。

対象事業　※原則として、３年の継続を限度とします。

自治会内に設置または自治会長が認めた福祉推進組織（福祉委員会、福祉部、見守りネットワーク、ボランティアグループ等）が実施する、次の取り組み。

（１）住民を主体とした福祉課題の早期発見ができるしくみづくり。**（必須）**

福祉推進のための組織づくりと話し合いの場づくり（見守り支えあい会議）

※見守り支えあい会議を令和８年４月～令和９年３月末の間に５回以上開催してください。

（２）住民の福祉意識向上のための学習および取り組みの理解啓発に関する事業。

例）見守り活動に関する学習会、認知症理解啓発の学習会、福祉だより発行など

（３）住民の暮らしの課題に対応した見守り活動や支えあい活動に関する事業。

例）ゴミ出しなどの暮らしのお手伝い、見守り訪問活動、訪問型カフェなど

対象外物品　※以下の物品や、事業に直接使用しない物品は対象外とします。

テレビ、パソコン、プリンター、プロジェクター、DVD プレイヤー、ラジカセ、カメラ　等

助成額　総事業費の１０分の８　上限２万５千円

申請期間　令和８年５月１日（金）～６月２６日（金）

申込・問合先　近江八幡市社会福祉協議会

近江八幡市土田町１３１３番地（総合福祉センターひまわり館内）

ＴＥＬ：0748-32-1781

※申請書・申請要件などの詳細は、近江八幡市社会福祉協議会またはホームページでご確認下さい。